

平成25年住宅・土地統計調査 調査の概要

1 調査の目的及び沿革

住宅・土地統計調査は、我が国における住戸（住宅及び住宅以外で人が居住している建物）に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的としている。

住宅・土地統計調査は、昭和23年以来5年ごとに実施しており、平成25年調査はその14回目に当たる。

2 調査の根拠法令

平成25年住宅・土地統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査であり、住宅・土地統計調査規則（昭和57年総理府令第41号）に基づいて実施する。

3 調査期日

平成25年住宅・土地統計調査は、平成25年10月1日午前零時現在によって実施する。

4 抽出方法

市町村の人口規模別に調査区抽出率を設定し、平成22年国勢調査調査区から約21万調査区を抽出した。これらの抽出された調査区のうち、70住戸を超える調査区については分割して単位区を設定し、70住戸以下の調査区については調査区を単位区とした。設定（分割）された単位区から、調査単位区を抽出し、調査地域とした。

5 調査対象

調査期日において調査単位区内から抽出した住宅及び住宅以外で人が居住している建物並びにこれらに居住している世帯（1調査単位区当たり17住戸、計約350万住戸・世帯）を対象とした。ただし、次に掲げる施設及びこれらに居住する世帯は、調査の対象から除外する。

- (1) 外国の大使館・公使館、領事館その他の外国政府の公的機関や国際機関が管理している施設及び外交官・領事官やその随員（家族を含む。）が居住している住宅
- (2) 皇室用財産である施設
- (3) 拘置所、刑務所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院及び入国者収容所
- (4) 自衛隊の営舎その他の施設
- (5) 在日米軍施設

6 調査の方法

(1) 調査の流れ

調査は、総務省統計局を主管部局とし、総務大臣—都道府県—市町村長—指導員—調査員—調査世帯の流れにより実施する。

(2) 調査の方法

ア 住宅・土地統計調査調査員は、9月22日までに受持ち調査単位区内を巡回して調査対象の把握を行い、調査対象名簿及び単位区設定図を作成した上で、9月23日から30日までの間に、調査対象となった世帯に調査票を配付する。

その後、10月上旬に調査票を配付した世帯を再度訪問して、調査票の収集と内容検査等の事務を行う。

平成25年住宅・土地統計調査では、調査票の提出に代えてインターネットによる回答も可能としている。

イ 調査票は、調査単位区ごとに、甲又は乙のいずれか一方のみを配付する。

ウ 調査票は、世帯が記入する欄については、世帯主又は世帯の代表者が記入し、調査員が記入する欄については、調査員が世帯主等に質問するなどして記入する。空き家などの居住世帯のない住宅については、調査員が外観等から判断することにより、調査項目の一部について調査する。

7 調査事項

(1) 住宅等に関する事項

居室の数及び広さ、所有関係に関する事項、敷地面積、敷地の所有関係に関する事項

(2) 住宅に関する事項

構造、腐朽・破損の有無、階数、建て方、種類、建物内総住宅数、建築時期、床面積、建築面積、家賃又は間代に関する事項、設備に関する事項、増改築及び改修工事に関する事項、世帯の存しない住宅の種別

(3) 世帯に関する事項

世帯主又は世帯の代表者の氏名、種類、構成、年間収入

(4) 家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項

従業上の地位、通勤時間、東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)による転居に関する事項、現住居に入居した時期、前住居に関する事項、子に関する事項

(5) 住環境に関する事項

(6) 現住居以外の住宅及び土地に関する事項

所有関係に関する事項、所在地、面積に関する事項、利用に関する事項

8 集計及び結果の公表

集計は、独立行政法人統計センターにおいて、結果の公表は、総務省統計局において、速報集計、確報集計の区分により行う。

表章地域は、速報集計が全国、3大都市圏、都道府県、21大都市、確報集計が全国、大都市圏、距離帯、都市圏、都道府県、市区町村とし、確報集計の都道府県、市区町村の結果は、集計が完了した都道府県ごとに順次公表する。

集計結果は、総務省統計局ホームページで公表されるほか、報告書として、各府省・都道府県・市区町村や全国各地の主要な図書館、研究機関などに送付され、住生活関連諸施策の基礎資料として利用されるとともに、広く国民の利用に供される。

総務統計局ホームページの住宅・土地統計調査のページ

<http://www.stat.go.jp/data/jyutaku/index.htm>